

70歳以上の国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者の方へ 平成29年8月から高額療養費に係る自己負担限度額が次のとおり改正されます

高額療養費とは、同じ月内に医療機関窓口で支払った医療費の合計額について、決められた上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

この上限額が下表のように変わります。

※70歳未満の国民健康保険被保険者の方については変更ありません。

		平成29年7月まで		平成29年8月から	
適用区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	住民税課税所得 145万円以上の方	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% (多数回44,400円※2)	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% (多数回44,400円※2)
	一般				
一般	住民税課税所得 145万円未満の方 ※1	12,000円	44,400円	14,000円 年間限度額 144,000円	57,600円 (多数回44,400円※2)
	住民税非課税				
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年収80万円以下など)		15,000円		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 平成29年8月診療分から12か月以内(平成30年7月診療分以降は過去12か月以内)に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
・診療月の翌月1日から2年を過ぎると申請できません。

●問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線168)

国民年金の保険料免除申請の 受付を随時行っています

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な方は、保険料の全額、または一部が免除となる場合があります。免除される期間は、申請した年度の7月分から翌年の6月分までの1年間となっていますので、利用希望の方は必ず申請をしてください。

もし、保険料の免除を受けず保険料が未納のまま、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、この制度を活用してください。

また、学生や50歳未満の方は、保険料の納付猶予制度もありますので詳しいことは下記にお問い合わせください。

●問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線142)

教育相談・教育診断のお知らせ

来年度小学校に就学するお子さんとその保護者、または小中学校の児童生徒とその保護者を対象に教育相談・診断を行います。極端に落ち着きがない、言葉が遅れている、話し方が不明瞭であるなど、気になることがあればお気軽に相談ください。

■期 日 8月16日(水)・17日(木)
■場 所 築上町役場築城支所(築城1096番地)
■相談員 別府大学短期大学部 教授 足立 圭司氏
京築教育事務所 指導主事 梶原 和枝氏

■申 込 先 上毛町教育委員会 教務課 学務係
就学先の小中学校
通園している保育所(園)・幼稚園など

■申込締切 7月18日(火)
■主 催 築上郡教育支援委員会

●問い合わせ先
教務課 学務係 TEL 72-3111(内線177)

今夏における節電のお願いについて

国の「電力需給に関する検討会合」において、今夏の電力需給は、安定供給に必要な供給力が確保できる見通しですが、全国において、大規模な電源脱落などにより、万が一電力需給が逼迫する場合は、電力会社に対する発電設備などの保守・保全の強化の要請、省エネキャンペーンなどを実施するなどの対策が決定されました。

住民の皆様においては、7月1日(土)から9月30日(土)の平日の9時~20時(特に電力需要が最も高くなる13時~17時)について、エアコンの温度調整や待機電力の削減、不要な照明を消すなど、無理のない範囲での節電にご協力をお願いします。

役場庁舎などの公共施設においても、エアコンや照明などの節電対策を行っていますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、ご家庭で節電を行う際には、熱中症に十分に注意し、無理をせず体調を考えながら取り組んでください。

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)

国民健康保険被保険者の方へ

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の 交付について

70歳未満の国保加入者は、「限度額適用認定証」(以下、「認定証」)の交付を受け医療機関に提示することで、医療費の窓口負担が所定の自己負担限度額まで減額されます。

70歳以上の国保加入者は、「認定証」がなくても自動的に自己負担限度額までの支払いで済みますが、住民税非課税世帯の方であれば、「認定証」の交付を受けることで、さらにそれ以下の自己負担限度額が適用されます。

なお、住民税非課税世帯の方は、申請により入院中の食事代などの減額認定を兼ねた「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

交付を希望される方は、長寿福祉課で申請手続きをしてください。

※注1 現在「認定証」をお持ちの方も、8月以降は再度申請が必要です。

※注2 国民健康保険税に滞納があると交付できない場合があります。

《申請に必要なもの》

- ・印鑑・被保険者証
- ・被保険者及び世帯主のマイナンバーを確認できるもの
- ・本人確認書類(運転免許証など)
- ※その他、代理で申請される場合は、代理人の身分証明書(運転免許証など)が別途必要です。

●問い合わせ先
長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線168)

「臨時福祉給付金(経済対策分)」の 申請はお済みですか

申請期限は、7月24日(月)までです。
お早めに申請をお願いします。
支給対象と思われる方には申請のご案内をお送りしています。詳細は広報4月号をご覧ください。

●申請・問い合わせ先
長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線168)

「エコファミリー」になって エコチケット(金券)をゲットしよう

福岡県では、自主的に省エネに取り組んでいただく「エコファミリー」を募集中です。エコファミリーに登録して電気使用量の削減やLED照明の購入などのエコ活動に取り組んだ世帯(単身世帯を含む)に、コンビニなどで使える最大6,000円分のエコチケット(金券)を抽選で進呈します。協賛店舗での割引などの特典も。あなたもエコファミリーになりませんか。

■エコファミリー登録方法
「ふくおかエコライフ応援サイト」から申込み
(<http://www.ecofukuoka.jp/>)

●問い合わせ先
福岡県環境保全課 TEL 092-643-3356



後期高齢者医療被保険者の方へ

平成29年度の保険料について

平成29年度の保険料は、平成28年中の所得金額と世帯の状況をもとに算定を行い決定します。「保険料額決定通知書」を7月中旬に送付します。
(詳細については、通知書に同封されているリーフレットにてご確認ください)

被保険者証の一斉更新を行います

現在お持ちの被保険者証の有効期限は、平成29年7月31日(月)までです。

8月1日(火)から使用できる被保険者証(水色)は、7月下旬に簡易書留郵便で送付します。有効期間は平成30年7月31日までの1年間です。

(ただし、保険料の滞納がある場合は、有効期間の短い被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります)

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の 更新について

現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、「減額認定証」といいます)の有効期限は、平成29年7月31日(月)までです。

すでに「減額認定証」をお持ちの方で、平成29年度の住民税が非課税世帯の方には、新しい「減額認定証」を被保険者証とは別に7月下旬に送付します。

「減額認定証」とは

住民税非課税世帯の方が、入院または高額な外来診療を受ける際に、「減額認定証」を医療機関窓口で提示すると、医療費の自己負担限度額や入院時の食費などの負担が軽減されます。

なお、新たに交付を希望する場合は、長寿福祉課で申請手続きが必要になります。

《申請に必要なもの》

- ・印鑑・被保険者証
- ・被保険者のマイナンバーを確認できるもの
- ・本人確認書類(運転免許証など)
- ※その他、代理で申請される場合は、代理人の身分証明書(運転免許証など)が別途必要です。



●問い合わせ先
長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線168)
福岡県後期高齢者医療広域連合 TEL 092-651-3111